



2026 年 7 月 31 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 早 稲 田 ア カ デ ミ ー
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 山 本 豊
(コード番号 4718 東証プライム)
問 合 せ 先 執 行 役 員 管 理 本 部 長 関 俊 彦
T E L 03-3590-4011

役職員向け株式報酬制度への追加拠出に関するお知らせ

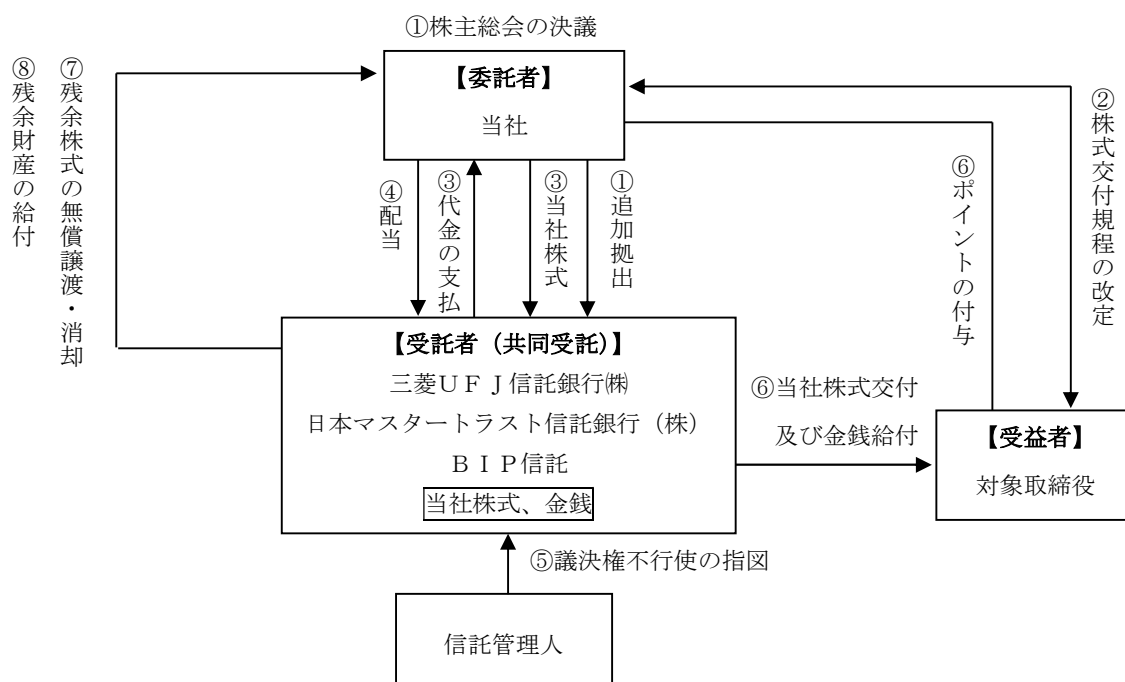
当社は、従前より導入しております当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。以下同じ。）及び従業員（国内非居住者を除く。以下、併せて「取締役等」という。）を対象とした株式報酬制度（以下「本制度」という。）の継続にあたり、本制度に対する金銭の追加拠出について決定致しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の概要及び目的

- (1) 本制度は、欧米の業績連動型株式報酬（Performance Share）制度及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）を参考にしたインセンティブ・プランであり、役位や中期経営計画の目標達成度等に応じて、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を取締役等に交付または給付（以下「交付等」という。）する制度です。
- (2) 本制度では、役員報酬 B I P（Board Incentive Plan）信託（以下「B I P 信託」という。）及び株式付与 E S O P（Employee Stock Ownership Plan）信託（以下「E S O P 信託」という。）と称される仕組みを採用しています。当社は、取締役等を対象に、当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を更に高めることを目的として、会社業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高いインセンティブ・プランとして、本制度を導入しております。
- (3) 本制度の継続に伴い、現在当社が設定している B I P 信託及び E S O P 信託（以下、併せて「本信託」という。）へ金銭の追加拠出を行い、本信託を継続利用する予定です。なお、B I P 信託及び E S O P 信託の概要につきましては、2017 年 5 月 25 日付「役員向け業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」、2026 年 5 月 15 日付「役員向け業績連動型株式報酬制度の継続及び一部改定に関するお知らせ」、及び 2021 年 3 月 1 日付「従業員向け業績連動型株式交付制度の導入に関するお知らせ」をご参照下さい。

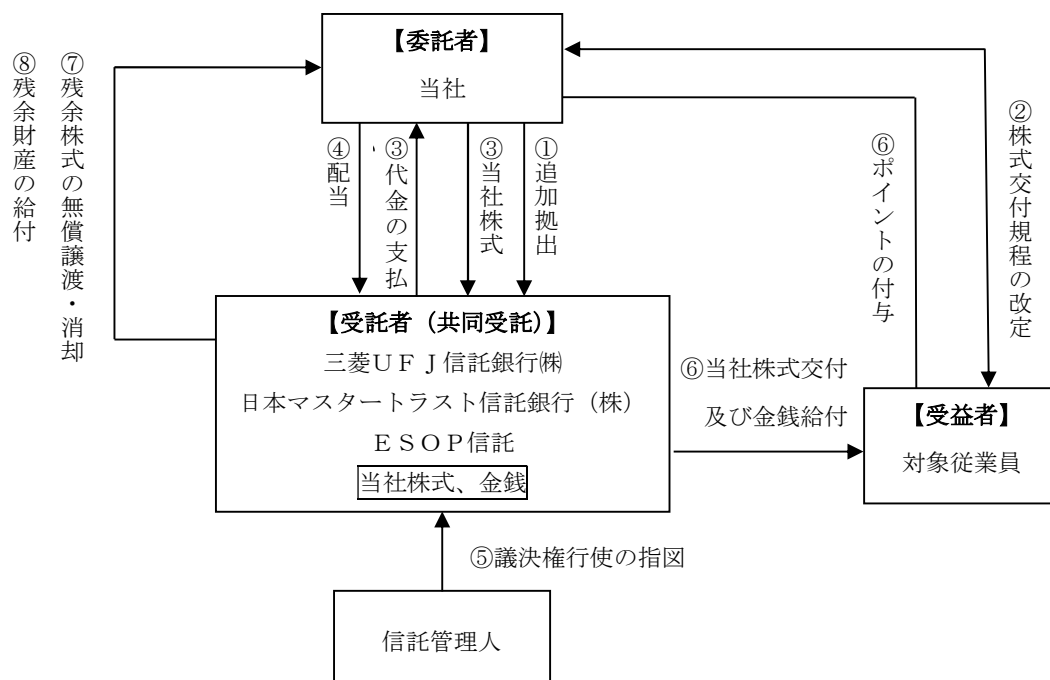
2. B I P信託の仕組み



- ① 当社は、株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を追加抛出し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託の信託期間を延長します。
- ② 当社は、本制度の継続にあたり、株式交付規程を一部改定します。
- ③ 本信託は、信託管理人の指図に従い、①で抛出された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式処分）から取得します。本信託が取得する株式数は、株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ④ 本信託内の当社株式に対する剰余金の配当は、他の当社株式と同様に行われ、本制度に必要な費用等に充当されます。
- ⑤ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じて、議決権を行使しないものとします。
- ⑥ 信託期間中、中期経営計画に掲げる業績目標値の達成度及び役位に応じて、毎年、取締役に対し一定のポイントが付与されます。毎年これを累積（以下「累積ポイント」という。）し、対象期間終了後に一定の受益者要件を充たす取締役に対して、累積ポイントに応じて当社株式等について交付等を行います。
- ⑦ 業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社は、取締役会決議によりその消却を行う予定です。
- ⑧ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で帰属権利者たる当社に帰属する予定です。

※ 受益者への当社株式の交付により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。なお、当社は、本信託に対し、株主総会決議で承認を受けた範囲内で、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託する可能性があります。

3. E S O P 信託の仕組み



- ① 当社は、金銭を追加抛出し、受益者要件を充足する従業員を受益者とする信託の信託期間を延長します。
- ② 当社は、本制度の継続にあたり、株式交付規程を一部改定します。
- ③ 本信託は、信託管理人の指図に従い、①で抛出された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式処分）から取得します。
- ④ 本信託内の当社株式に対する剰余金の配当は、他の当社株式と同様に行われ、本制度に必要な費用等に充当されます。
- ⑤ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じて、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、本信託はこれに従って株主としての権利を行使します。
- ⑥ 信託期間中、中期経営計画に掲げる業績目標値の達成度及び役位に応じて、毎年、従業員に対し一定のポイントが付与されます。毎年これを累積（以下「累積ポイント」という。）し、対象期間終了後に一定の受益者要件を充たす従業員に対して、累積ポイントに応じて当社株式等について交付等を行います。
- ⑦ 業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社は取締役会決議によりその消却を行う予定です。
- ⑧ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で帰属権利者たる当社に帰属する予定です。

※受益者への当社株式の交付により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。なお、当社は、本信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託する可能性があります。

4. B I P信託・E S O P信託の内容

- | | |
|------------|--|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ② 信託の目的 | 取締役等を対象に、当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を更に高めること |
| ③ 委託者 | 当社 |
| ④ 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社) |
| ⑤ 受益者 | 取締役等のうち受益者要件を満たす者 |
| ⑥ 信託管理人 | 専門実務家であって当社と利害関係のない第三者 |
| ⑦ 追加信託日 | 2026年8月17日（予定） |
| ⑧ 継続後の信託期間 | 2026年9月1日～2029年8月31日（予定） |
| ⑨ 議決権行使 | 【B I P信託】行使しないものとします
【E S O P信託】受託者は、将来受益者として株式等の交付等を受ける可能性のある従業員の意思を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します |
| ⑩ 追加株式取得金 | 【B I P信託】11,042万円（予定）
【E S O P信託】12,069万円（予定） |
| ⑪ 株式の取得時期 | 2026年8月20日（予定） |
| ⑫ 株式の取得方法 | 当社（自己株式処分）から取得 |

以 上